

2021年12月7日

厚生労働大臣

後藤 茂之 様

公益社団法人日本社会福祉士会 会長 西島 善久

公益社団法人日本精神保健福祉士協会 会長 田村 綾子

公益社団法人日本医療ソーシャルワーカー協会 会長 野口 百香

一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟 会長 白澤 政和

子ども家庭福祉分野の資格について（要望）

貴台におかれましては、平素より、子ども家庭福祉の充実に向け、ご尽力いただいていることに感謝申し上げます。

現在、厚生労働省社会保障審議会児童部会に位置づけられた社会的養育専門委員会（以下、専門委員会）において、子ども家庭福祉分野の資格について議論がなされておりますが、社会福祉士・精神保健福祉士は、ソーシャルワーク専門職として、児童虐待に対して責任をもって取り組んでいきたいと決意しています。

そこで専門委員会において、子ども家庭福祉分野の資格について、議論のとりまとめをされるにあたり、下記の事項について要望しますので、どうぞよろしくおねがいします。

記

1. 子どもへの支援を強化する方法としては、新しい国家資格を創設するのではなく、ソーシャルワーク専門職として既存の国家資格である社会福祉士と精神保健福祉士を基盤とし、その上に子ども・家庭に関する内容を上乗せ・強化した認定を行う仕組みにするべきです。
2. 施策を推進するにあたっては、1. で示したような認定を受けた者について、児童相談所や児童養護施設等の配置要件として法令等に明確に位置づけた上で、その配置・活用が着実に進められるよう、加算や加配等の措置を設けることが必要不可欠です。
3. 児童相談所の児童福祉司の約半数が、社会福祉士や精神保健福祉士資格を有していない現状を踏まえ、経過措置を設けることで児童福祉司の資質向上を図っていくべきと考えます。なお、経過措置については5年間程度の年限を設けることとし、早急に社会福祉士や精神保健福祉士の資格取得者が子ども家庭福祉分野のソーシャルワークを担う仕組みを確立すべきです。

以上